

写

職員の給与等に関する
報告及び勧告

令和5年10月

熊本県人事委員会

人委第212号
令和5年10月10日

熊本県議会議長 瀧上陽一様
熊本県知事 蒲島郁夫様

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1

報告（職員の給与等に関する報告）	1
I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え	1
II 職員の給与	2
1 職員の給与の状況	2
2 民間の給与の状況等	3
3 職員給与と民間給与との比較	5
4 生計費及び物価	7
5 国家公務員の給与	8
6 本年の給与の改定等	10
III 職員の人事管理に関する今後の課題	12
1 人材の確保及び育成等	12
2 働き方改革と勤務環境の整備	14
3 会計年度任用職員等の勤務条件	20
4 県民の信頼確保	20
IV 給与に関する勧告実施の要請	22

別紙第2

勧告（職員の給与に関する勧告）	23
-----------------	----

別記

人事院の給与勧告等の概要	53
--------------	----

参考資料	63
------	----

職員の給与等に関する報告

報 告

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています(情勢適応の原則)。また、給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています(均衡の原則)。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っています。

本委員会は、従来から給与制度については国に準じた見直しを行いながら、給与水準については、地域の国家公務員との均衡も考慮しつつ、毎年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況

本委員会が本年4月現在で実施した「令和5年職員給与実態調査」の結果は、次のとおりです。

なお、職員とは、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者をいいます。

(1) 職員の数、平均年齢、学歴別構成等

職員の総数は、本年4月1日現在 16,911 人で、適用給料表別の職員の内訳は、次のとおりです。

給料表	人 数	構成比
行政職	4,501 人	26.6%
公安職	3,089 人	18.3%
研究職	149 人	0.9%
医療職(1)	27 人	0.2%
医療職(2)	189 人	1.1%
医療職(3)	125 人	0.7%
教育職(2)	3,061 人	18.1%
教育職(3)	5,770 人	34.1%
総 数	16,911 人	100.0%

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員及び任期付研究員は含まれていません(以下(2)まで同じ。)

職員の平均年齢は 42 歳7月、平均経験年数は 19 年 10 月(行政職給料表適用職員にあっては、それぞれ 42 歳7月、20 年6月)です。

職員の性別の内訳は、次のとおりです。

	男 性	女 性
職 員	61.6%	38.4%
うち行政職給料表適用職員	64.0%	36.0%

また、職員の学歴別構成は、次のとおりです。

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
職 員	78.7%	5.0%	16.2%	0.1%
うち行政職給料表適用職員	70.4%	4.3%	25.1%	0.2%

(参考資料 第1表: 66 頁～67 頁)

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は、377,532 円(行政職給料表適用職員にあつては、354,567 円)であり、その内訳は、給料の月額 352,530 円(同 328,626 円)、扶養手当 10,603 円(同 9,319 円)、管理職手当 5,658 円(同 8,223 円)、住居手当 6,556 円(同 7,433 円)、その他の手当 2,185 円(同 966 円)です。

(参考資料 第2表: 68 頁~69 頁)

2 民間の給与の状況等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と、公務と類似する業務に従事する県内民間企業従業員の給与との比較を行うため、企業規模が 50 人以上で、かつ、事業所規模が 50 人以上の民間事業所(708 事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 200 の事業所を対象に、人事院及び熊本市人事委員会等と共同で「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更になったことを踏まえ、4年ぶりに病院を調査対象としました。

調査では、給与改定の有無にかかわらず、本年4月分として支払われた給与月額等について、177 の事業所から回答が得られ、調査完了率は、88.5%であり、広く民間事業所の状況を調査することができました。

また、民間企業における給与改定の状況等についても、調査を行いました。

(参考資料 調査の概要、第 13 表: 121 頁~123 頁)

(2) 調査の結果

ア 給与額

企業規模別、職種別、学歴別の給与額等は、参考資料の第 14 表のとおりです。

(参考資料 第 14 表: 124 頁~136 頁)

イ 初任給の改定状況

別表第1に示すとおり、企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 45.8%(令和4年 51.3%)、高校卒で 35.9%(同 45.5%)となっています。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 54.1%(同 43.6%)、高校卒で 58.4%(同 46.3%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 45.9%

(同 56.4%)、高校卒で 41.6%(同 53.7%)となっています。

別表第1 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大 学 卒	規模計	45.8	(54.1)	(45.9)	(0.0)	54.2
	500人以上	89.0	(57.6)	(42.4)	(0.0)	11.0
	100人以上 500人未満	39.4	(51.4)	(48.6)	(0.0)	60.6
	50人以上 100人未満	6.6	(30.0)	(70.0)	(0.0)	93.4
高 校 卒	規模計	35.9	(58.4)	(41.6)	(0.0)	64.1
	500人以上	71.6	(53.7)	(46.3)	(0.0)	28.4
	100人以上 500人未満	24.8	(61.4)	(38.6)	(0.0)	75.2
	50人以上 100人未満	17.0	(73.1)	(26.9)	(0.0)	83.0

- (注) 1 事務・技術関係職種を対象としたものです。
 2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものです。
 3 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

ウ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は 45.9%(令和4年 28.8%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0.0%(同 0.5%)となっています。

また、一般の従業員(係員)について定期昇給を実施した事業所の割合は 82.6%(同 81.6%)となっています。平均の昇給額については、前年に比べ増額となった事業所の割合が 29.5%(同 22.8%)、減額となった事業所の割合は 1.5%(同 1.2%)となっています。

別表第2 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況(事業所割合)

(単位:%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
一般の従業員 (係員)	45.9	0.9	0.0	53.2
課長級	34.3	6.8	0.0	58.9

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計しました。

2 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況(事業所割合)

(単位:%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
一般の従業員 (係員)	82.6	82.6	29.5	1.5	51.6	0.0	17.4
課長級	75.5	75.5	24.6	2.4	48.5	0.0	24.5

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 定期昇給実施の「増額」、「減額」、「変化なし」の欄は、定期昇給を実施した事業所のうち、従業員の平均昇給額が、前年と比べて、増額となった事業所、減額となった事業所、変化がなかった事業所の割合を示しています。

3 職員給与と民間給与との比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員について、民間においては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の従業員について、主な給与決定要素(役職段階、学歴、年齢)を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額(公務にあつては比較対象とする給与、民間にあつてはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの)を対比させ、精密に比較(ラスパイレス比較)を行いました。

その結果、別表第3に示すとおり、職員給与 359,076 円は民間給与 362,238 円を 3,162 円(0.88%) 下回っています。

別表第3 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
362,238 円	359,076 円	3,162 円	0.88%

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。
 2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、学歴、年齢）を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています（参考1～3を参照）。
 3 公民比較対象職員（新規学卒者を除く行政職給料表適用職員）の平均年齢は、43歳2月です。

(参考1) 公民給与の比較における行政職給料表適用職員の平均給与月額

	給料の月額	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
令和5年4月 (令和4年4月)	332,524円 (331,771円)	9,570円 (9,809円)	8,444円 (8,286円)	7,548円 (7,381円)	990円 (1,012円)	359,076円 (358,259円)

- (注) 1 給料の月額には、給料の調整額を含みます。
 2 その他は、地域手当（県外勤務者に支給されるものを除く。）、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額です。

(参考2) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

行政職給料表の職務の級	本県行政職の職員(本庁)	民間企業		
		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
9級	部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	局長	課長		
7級	課長	課長代理	課長	課長
6級	課長補佐			
5級		係長	課長代理	課長代理
4級	係員	主任	主任	主任
3級				
2級				
1級				

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任は、係長に含めています。

(参考3) 公民給与の比較における給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当

- (注) 1 きまって支給する給与とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称の如何を問わず月毎に支給される全ての給与をいいます。
 2 時間外手当とは、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいいます。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4のとおり、特別給が支払われた月の所定内給与月額(きまって支給する給与から時間外手当を除いたもの)の4.51月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数4.40月は民間事業所の特別給の支給割合を0.11月下回っています。

別表第4 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期(A1)	354,914円
	上半期(A2)	361,828円
特別給の支給額	下半期(B1)	783,915円
	上半期(B2)	831,354円
特別給の支給割合	下半期(B1)/(A1)	2.21月分
	上半期(B2)/(A2)	2.30月分
	年間計	4.51月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいいます。
(備考) 職員の現行の年間支給月数は、4.40月です。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ127,295円、131,680円、184,973円及び238,377円となっています。

(参考資料 第19表: 139頁)

また、総務省の調査による本年4月の熊本市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて3.8%増加しています。

(参考資料 第20表: 140頁～141頁)

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員給与と職員給与との比較

職員の給与制度は、国家公務員に準じていますが、給与構造改革が実施された平成18年度以降、給料の月額(国は俸給の月額)に諸手当を加えた平均給与月額は、職員の平均年齢の低下等により年々減少していました。しかし、令和5年度は、令和4年度に行われた初任給及び若年層の給料月額の上上げ改定を受け、増加に転じました。

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する行政職給料表適用職員を比較すると、別表第5のとおり、諸手当を加えた本年4月の平均給与月額では、職員が国家公務員を44,939円下回っています。

一方、手当を含まない給料の月額(俸給の月額)のみの平均では、職員が国家公務員を10,037円上回っています。

なお、昨年4月現在における国家公務員の俸給の水準を100とした場合の職員の給料の水準を示すラスパイレス指数は99.4となっています。

別表第5 国家公務員給与と職員給与との比較(行政職)

その1 民間との比較に用いる平均給与月額の比較(令和5年4月)

職員区分	平均給与月額	うち俸給の月額 ・給料の月額	うち諸手当月額
① 行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員	404,015 円	322,487 円	81,528 円
② 行政職給料表の適用を受ける職員	359,076	332,524	26,552
① - ②	44,939	▲10,037	54,976

(注) 平均給与月額は、「令和5年国家公務員給与等実態調査」及び「令和5年職員給与実態調査」によるものです(新規学卒者及び定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)

その2 ラスパイレス指数

年月日	ラスパイレス指数
令和3年4月1日	99.5
令和4年4月1日	99.4

(注) ラスパイレス指数は、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県行政職給料表適用職員の給料の水準を示すものです(諸手当を除く比較)。

(2) 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与について報告及び勧告を行いました。

なお、人事院の給与勧告等の概要は、別記に掲載しています。

ア 月例給

本年4月分の国家公務員給与が民間給与を 3,869 円(0.96%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行うこととし、月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、俸給月額を引き上げることとしています。

イ 特別給

民間の支給割合 4.49 月に見合うよう、支給月数を 0.10 月分引き上げることとし、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

ウ その他

給与に関する事項としては、上記のほかに、以下の3点に言及しています。

(ア) 初任給調整手当について

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(イ) 委員、顧問、参与等の手当について

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

(ウ) 在宅勤務等手当について

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

(人事院の給与勧告等の概要については、別記を参照：53 頁～61 頁)

6 本年の給与の改定等

(1) 給与改定の必要性

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与が民間給与を 3,162 円 (0.88%) 下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合を 0.11 月分下回っています。

人事院は、5(2)に記載したとおり、本年4月分の月例給の官民較差や人材確保の観点等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、俸給月額を引き上げることとしました。また、期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数について、民間の支給割合との均衡を図るため支給月数を引き上げ、その引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしました。

本委員会においても、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職種別民間給与実態調査や人事院報告及び勧告の内容等を総合的に勘案して検討した結果、本年は、月例給並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行う必要があると判断しました。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

本年の行政職給料表については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じ、大学卒業程度の初任給について 10,700 円、高校卒業程度の初任給について 12,000 円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を行うこととします。

併せて、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うこととします。

なお、給料表の改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとします。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.50 月分とすることとします。支給月数の引上げ分は、国に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和6年度

以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分することとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じ、改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

また、本県では獣医師に対する初任給調整手当を支給していますが、医療職給料表(2)の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととし、同様に本年4月に遡及して実施します。

(3) その他

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に取り組み、必要な措置を講ずる方針を表明し、本年の報告では、令和6年に向けて、人事管理上の重点課題に対応するため、検討作業を進めることとしています。

本県の給与制度は国の制度に準じており、国における給与制度の改正は、本県の給与制度にも大きな影響を及ぼすことから、今後もこうした国の動向を注視していきます。

Ⅲ 職員の人事管理に関する今後の課題

1 人材の確保及び育成等

(1) 多様で有為な人材の確保及び育成

人口減少・高齢化が進む中、本県は、平成 28 年熊本地震や令和2年7月豪雨災害など県民生活に甚大な被害を与える自然災害等への迅速かつ的確な対応が求められているほか、世界的半導体メーカー(TSMC)の県内進出に伴う新たな行政需要に対応することも重要な課題となっています。任命権者からは、採用試験を所管する本委員会に対して、多岐にわたる行政課題や行政需要に的確に対応することができる多様で有為な人材の確保を要請されているところです。しかし、近年、受験年齢人口の減少や民間企業、国、他自治体等との人材獲得競争の激化などを背景に、本県採用試験の受験者数は減少基調で推移しており、技術系職種を中心に人材の確保は厳しい状況にあります。

これらの状況を踏まえ、本委員会においては、多くの受験者を確保するため、任命権者と協議を重ねながら、試験制度の改善に取り組むとともに、県職員の仕事のやりがいや魅力をより一層発信すべく積極的な採用広報活動を実施しています。

令和5年度採用試験においては、大学卒業程度の技術系職種を確保するため、民間企業等の採用試験で広く使用されている「SPI」を活用した春期試験の新設や採用候補者名簿の登載期間延伸(1年間→3年間)等を実施しました。さらに、本県へのUIJターン等を検討している民間人材等を効果的に確保するため、民間企業等経験者対象の試験を2回に増やすとともに、受験者の負担軽減を図るため、「SPI」の活用やWEB面接を導入しました。

採用広報活動においては、県内外の学生等に本県職員として働く魅力をアピールするため、オンライン説明会やSNSによる情報発信等に取り組んでいます。また、任命権者と連携した現場見学バスツアーや高校への出前講座等、コロナ禍で制限していたイベントを拡大し、学生等が、直接職場の雰囲気や仕事内容などを見聞きできる機会を多く提供することで、本県への志望意欲の向上に努めています。

今後とも、多様で有為な人材の確保を図るため、任命権者とより緊密に連携をとり、試験制度の改善と効果的な採用広報活動に取り組んでいきます。

人材の育成においては、職員一人ひとりの資質向上を図ることが不可欠です。そのた

め、任命権者においては、人材育成に係る基本方針に基づき、業務を通じた幅広い業務遂行能力の習得や職務別・階層別の研修を実施するとともに、人事評価制度を適切に運用することで、職員の能力や意欲の向上を図るなど、長期的な視点から、人材育成により一層努めることが求められます。

また、こうした人材の確保及び育成を行う中で、若手・中堅職員の離職者数が増加傾向にあることから、任命権者においては、その要因の把握に努めるとともに、離職の防止並びに離職した職員を再び受け入れる仕組みなど、新たな人材確保策の検討も求められます。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるためには、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に評価し、任用、給与等に適切に反映させていくことが重要です。

そのため、任命権者においては、人事評価により職員の能力及び実績を的確に把握した上で、その結果を人事管理の基礎とするとともに、人事評価を通じた職員の意識改革や能力開発を進めています。

人事評価を職員の士気や能力の向上に更につなげるためには、評価者を対象とする研修の充実を図ることにより、評価能力の向上を進め、人事評価の客観性や納得性を、より一層高めるとともに、評価者に求められる役割についての認識を深めさせ、人事評価を通じた人材育成がより効果的なものとなるよう努めていくことが求められます。

また、人事評価制度の運用状況や国の人事評価制度を踏まえ、本県の状況に応じた必要な見直しを行い、引き続き、能力及び実績に基づく適切な人事管理を進めていく必要があります。

(3) 女性職員の活躍推進

本県では、豊かで活力のある社会を実現するため、全ての職員が個性と能力を十分に発揮できることが重要であるという認識のもと、「特定事業主行動計画」や「熊本県男女共同参画計画」を策定し、性別にかかわらず全ての職員が働く意欲を持ち続けられる職場の実現を目指しています。

任命権者においては、女性職員の能力活用や育成のため、早い時期から幅広い職務

経験を積むことを促進するとともに、課長・班長職等への登用を積極的に進めてきました。その結果、係長級以上の役付職員に占める女性職員の割合は着実に上昇しています。

今後とも、前述の計画に基づき、職員それぞれの能力を最大限に活かす人員配置やキャリアアップの支援、仕事と家庭の両立ができる柔軟な勤務環境づくりの推進、職員の意識改革等に努め、意欲や能力のある職員が一層活躍できるよう、引き続き女性職員の育成と登用を積極的に進めていくことが求められます。

(4) 定年の引上げ

国家公務員の定年については、令和3年6月に国家公務員法が改正され、本年度から段階的に65歳まで引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)及び定年前再任用短時間勤務制が導入されました。

これを踏まえ、国家公務員の定年を基準とする地方公務員においても同様の措置を講ずるとして、地方公務員法が改正され、本県においては、昨年度、定年の段階的な引上げが円滑に行われるよう、定年引上げに伴う人事管理や給与制度の検討を行い、関係規定の整備等を行ったところです。

今後、任命権者においては、該当する職員に対し、適切に情報提供を行うとともに、職員がこれまで培った知識や経験等を十分に活用できるよう、職員がモチベーションを持続できる環境の整備や、個々の適性や能力に応じた人事配置を行う必要があります。

2 働き方改革と勤務環境の整備

人口構造の急激な変化や社会のデジタル化が進む中、複雑かつ高度化する行政課題に対応するため、県の役割は一層大きくなっています。

加えて、本県では、TSMC進出に伴い新たな行政需要が生じ、また、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害等、県民生活に甚大な影響を与える災害や事象が続いており、これらに迅速かつ的確に対応することが求められています。さらに、防災対応機能強化のため、本年5月に防災センターが完成し、九州全体の広域防災拠点としての役割も求められています。

このような状況において、職員の能力と意欲を十分に引き出すためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図り、健康で豊かな生活を送る時間が確保できる勤務環境を整備することが重要です。

また、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、総実勤務時間の縮減や柔軟で多様な働き方の推進等、働き方改革に取り組むことは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現はもとより、多様で有為な人材の確保にもつながるものです。

このような観点から、次の諸課題に取り組んでいく必要があります

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

令和4年度の職員一人あたりの時間外勤務時間数は、令和3年度と比べ、新型コロナウイルス感染症やアサリ産地偽装問題等の対応は落ち着きを取り戻しつつある中で、行動制限緩和による様々な活動再開への対応が必要となり、僅かに増加しました。また、過労死につながる恐れのある、月 80 時間を超える時間外勤務を行った職員数は、令和2年度以降減少していますが、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較すると、依然として多い状況にあります。

長時間労働を是正するために、平成 31 年4月から、人事委員会規則により時間外勤務を命ずることができる上限を設定しています。

特例業務*に従事することにより上限を超えて時間外勤務を命じられた職員数は、特例業務認定の精査等により減少傾向にあります。今後も、特例業務の範囲は必要最小限のものとしなければならないことに留意しつつ、時間外勤務の縮減のために、上限を超えて時間外勤務を命じた場合の要因の整理、分析等を踏まえた適切な対策を講じることが求められます。

また、任命権者においては、客観的な記録を基礎として職員の勤務時間を適正に把握することを徹底した上で、業務の削減・平準化、デジタル化の推進による業務の効率化、繁忙な部署への弾力的な人員配置等、時間外勤務縮減に向けた取組を一層進める必要があります。

本委員会としても、任命権者における時間外勤務命令の上限規制の運用や遵守状況等を把握し、指導・助言するなど、労働基準監督機関としての役割をより充実・強化させていきます。

* 特例業務とは、災害対応その他の重要な業務で特に緊急に処理することを要する業務をいう。特例業務に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命じることができるが、その場合、任命権者は、特例業務の範囲を必要最小限のものとし、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要がある。

イ 教職員の在校等時間

教育委員会は、令和2年6月に教職員の時間外在校等時間の上限を定めた教育委員会規則を制定するとともに、教育委員会及び学校が講ずべき措置を定めた方針を策定しました。さらに、実効性のある取組を推進すべく「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」(以下「プラン」という。)を同年8月に策定しました。令和4年度の検証結果によると、時間外在校等時間が月 45 時間超の教職員の割合が令和3年度と比べ減少していますが、過労死につながる恐れのある、月 80 時間を超えて長時間勤務を行った教職員の割合は、減少していません。

教育委員会においては、タイムカード等による在校等時間の適正管理、在校等時間の上限方針の周知による教職員一人ひとりの自己管理意識の向上、学校閉庁日・ノー残業デー・部活動休養日の設定、部活動指導員などの専門的人材の配置及び校務のICT化などによる業務の削減・効率化に取り組んでいます。さらに、令和3年度からは、働き方改革推進プロジェクトチームを設置し、特に学校現場の負担の大きいもの、庁内横断的に取り組み効果的に進めていくものを重点項目と位置づけ、本年度からは、県立高校における早朝課外の廃止や学校徴収金のシステム化などが実施されています。

教職員が、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいをもって勤務しながら、効果的な教育活動を継続できる環境を実現するためには、プランに沿って在校等時間の長時間化を防ぐ取組を継続的に推進することが重要です。

本委員会としても、時間外在校等時間の上限時間の遵守状況を把握するほか、学校を訪問して実情を把握する公署調査を引き続き実施し、指導・助言を行うなど労働基準監督機関としての役割を充実・強化させていきます。

ウ 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得は、職員の健康を維持し、豊かな生活のための時間を確保する観点から重要です。

令和4年における職員の年次有給休暇の平均取得日数は、令和3年と比べ増加しているものの、「特定事業主行動計画」に定める目標を下回っています。

任命権者においては、同計画に定める目標の達成に向けて、年次有給休暇の計画的取得を推奨し、併せて職員への意識啓発を積極的に行う必要があります。管理監督者に

においては、職員一人ひとりに対する適切なマネジメントや年次有給休暇の率先取得等を行い、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが求められます。

(2) 職員の健康管理

職員がその能力を十分発揮するためには、心身ともに健康であることが不可欠です。

任命権者においては、各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導、ストレスチェック・各種研修の実施、相談体制の整備等により職員の心身両面における健康管理に積極的に取り組んでいます。

からだの健康管理の面では、定期健康診断の全員受診が徹底されてきていますが、有所見者が多く見られることから、精密検査受診の促進や運動習慣の定着等の取組を継続する必要があります。

一方、心の健康管理の面では、全休職者の約8割が心の疾病によるものであり、増加傾向にあることから、より一層きめ細かな対応が求められます。

特に、長時間労働は職員の心身の健康に影響を及ぼすことが懸念されることから、任命権者においては、長時間労働の縮減を推進するとともに、産業医などによる面接指導やストレスチェックの活用を積極的に行うなど、職員の健康管理を徹底し、心身の病気の予防・早期発見・早期対応に、より一層努めなければなりません。

併せて、管理監督者においても、良好な人間関係や円滑なコミュニケーション等の職場環境づくりを行うとともに、職員の健康状態を把握するよう努め、産業医などの専門家の助言や指導を受けながら早期に問題解決に当たることが求められます。さらに、休職者の円滑な職場復帰に向けては、職場復帰支援手引等に基づいた丁寧な支援に努める必要があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力が得られる良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠です。

本県においては、昨年、不妊治療のための休暇の拡充や、男性職員の育児参加休暇の取得期間の延長を行うなど、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休暇・休業等に関する制度の見直しを行いました。また、地方公務員の育児休業等に関する法律の

改正により、育児休業の取得回数制限が緩和されました。

本県では、育児に関して、任命権者ごとに「特定事業主行動計画」に定める目標に向けた取組が進められています。具体的には、子供が生まれた男性職員が、子の出生後2月以内に、休暇等を組み合わせて合計で14日以上取得する取組等により、令和4年度の男性の育児休業取得率は大きく向上しました。しかし、依然として、目標値を下回っている部局もあり、県全体としては、他の都道府県と比較して低い水準にあります。育児休業や育児関連休暇を取得することの意義の一つは、休業等を契機に子育ての大切さを認識し、仕事と子育てを両立させていくための働き方を職員自身が考えていくことにあります。そのためには、休業等の取得を希望する職員が、躊躇することなく取得できるよう代替職員の配置などの環境整備が必要です。

また、今後、定年の引上げに伴い、仕事をしながら介護をする職員の増加が想定されることから、仕事と介護を両立できる勤務環境の整備もより一層重要になってきます。

任命権者においては、休業・休暇等の各種制度の利用状況や課題を把握し、職員がライフスタイルに応じて必要とする制度を確実に活用できるよう、仕事と家庭の両立支援のための制度の更なる周知・啓発を行うなど、引き続き環境整備を進めることが求められます。

(4) 柔軟で多様な働き方の推進

複雑かつ高度な行政課題に直面する中で、職員の働く意欲に応え、それぞれがその能力を遺憾なく発揮するためには、職員のライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を選択できる環境を実現することが重要です。

本年の人事院報告では、多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備として、フレックスタイム制の見直し、勤務間インターバルの確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等の措置の実現を図ることとしています。

本県では、公務能率の向上を図るための特例勤務制度や職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するための時差出勤制度、職員の働きやすさの向上や危機事案発生時の業務継続にも有効な在宅勤務制度が実施されています。加えて、部局によっては、勤務間インターバル制度も試行されており、さらに、電子決裁、オンライン会議システムやリモートツール、フリーアドレスの導入など、DXの推進等により、勤務環境の整備が順次進

められています。

任命権者においては、時差出勤や在宅勤務等を勤務形態の一つとして定着させるため、それぞれの職場や職務内容に応じた取組の効果や課題を検証していく必要があります。それを踏まえて、職員が利用しやすい環境を整えていくとともに、職員の働き方に対する意識と行動の変革を進めていくことが重要です。

また、県は障がい者の雇用促進を率先垂範する観点から、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。任命権者においては、令和2年度に策定した障がい者活躍推進計画に沿って、障がいのある職員の能力が最大限発揮されるよう、当該職員との十分なコミュニケーションを踏まえた上での配置や合理的配慮を行い、勤務環境の充実を引き続き図ることが重要です。併せて、全職員に対し、障がいに対する理解向上を図る取組を進めるなど、ハード・ソフト両面において、真に障がい者が活躍できる職場環境を実現することが求められます。

このような柔軟で多様な働き方を進めることにより、多様な人材の能力発揮が期待できます。今後も、国等の制度を注視しながら、本県の状況に応じた柔軟で多様な働き方を推進していくことが必要です。

(5) ハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント等は、職員の人格や尊厳を侵害することに加え、職務能率の低下や職場環境の悪化につながる重大な問題です。

任命権者においては、内部相談員、外部相談員及びメールによる相談窓口の設置や研修の実施等により、あらゆるハラスメントの防止・解決に努めているところです。

ハラスメントに関する相談員や本委員会の苦情相談窓口への相談については、毎年一定数寄せられています。ハラスメントが深刻な事態に陥ることを防ぐためにも、職員が安心して相談できる環境を整え、迅速かつ適切に対応できる体制の強化に取り組むことが重要です。

また、本年6月に公布・施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の趣旨等を踏まえながら、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいくことが求められます。

任命権者においては、今後とも、管理監督者及び相談員を対象とした研修の充実や相談体制の周知に取り組むとともに、職員一人ひとりがハラスメントへの関心と理解を深め、ハラスメントのない良好な職場環境の確保に努めなければなりません。

3 会計年度任用職員等の勤務条件

国においては、非常勤職員の休暇等について、仕事と家庭の両立を支援するため、昨年、妊娠、出産、育児等に係る休暇・休業等の見直しを順次行いました。

給与については、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、常勤職員に準じて改定するよう努めることとしました。

本県においては、会計年度任用職員の休暇等について、仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業等の取得要件の緩和や育児参加休暇の対象期間の拡大等を行いました。

また、給与については、本年5月に地方自治法が改正され、令和6年4月から、パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたことから、常勤職員や国の非常勤職員との均衡を保つため、常勤職員の給与の改定に準じて改定すること及び勤勉手当を導入することについて検討を行う必要があります。

なお、臨時的任用職員についても、常勤職員との均衡及び勤務の内容を踏まえ、適正な処遇が確保できるよう、引き続き検討する必要があります。

4 県民の信頼確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、また、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。任命権者においても、職員の倫理意識の向上を図るための様々な取組が実施されていますが、依然として、一部の職員による非違行為が発生しています。

非違行為は、公務に精励する職員の努力を無にするばかりか、県政に対する県民の信頼を著しく損ない、公務運営に重大な支障を及ぼすものであり、極めて遺憾です。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、職員一人ひとりが初心に立ち返り、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、公務員としての高い倫理意識と使命感を持つことが強く望まれます。

任命権者においては、法令遵守に係る指導の更なる徹底、一般職員及び管理監督者に対する研修の強化などを図り、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼確保に努めていかなければなりません。

IV 給与に関する勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するためのものです。

この制度が適正に運用されることが、職員の努力及び実績に的確に報いることにつながり、有為な人材の確保、労使関係の安定等をもたらし、もって行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

本年は、民間給与の状況、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、月例給については、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の改定を行うことを勧告することとし、これに伴い、医師及び獣医師に対する初任給調整手当を引き上げることとしました。

また、期末手当及び勤勉手当についても、民間に見合うよう年間の支給月数を引き上げることとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

職員の給与に関する勧告

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給料表の改定について

現行の給料表を別記第1(特定任期付職員に適用される給料表にあっては別記第2、任期付研究員に適用される給料表にあっては別記第3)のとおり改定すること。

2 諸手当の改定について

(1) 初任給調整手当について

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

イ 獣医師に対する支給月額を45,500円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分(特定幹部職員にあっては、1.05月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(特定幹部職員にあっては、1.25月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7月分(特定幹部職員にあっては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分(特定幹部職員にあっては、0.6月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(特定幹部職員にあっては、1.025月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合

をそれぞれ 1.025 月分(特定幹部職員にあっては、1.225 月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分(特定幹部職員にあっては、0.5875 月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.4875 月分(特定幹部職員にあっては、0.5875 月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、2(2)のアについては令和5年12月1日から、2(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300					
	95	303,400	327,200	353,400	385,900					
	96	304,700	328,500	354,800	386,400					

97	305,800	329,700	356,100	386,800						
98	307,000	331,000	357,300	387,200						
99	308,200	332,200	358,400	387,800						
100	309,400	333,400	359,600	388,300						
101	310,500	334,800	360,700	388,700						
102	311,500	335,700	361,800	389,200						
103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	313,500	337,800	364,000	390,300						
105	314,300	338,900	365,200	390,600						
106	314,900	340,000	365,700	391,000						
107	315,500	341,000	366,300	391,500						
108	316,100	342,000	366,900	391,800						
109	316,600	343,200	367,500	392,100						
110	317,100	344,200	368,000	392,600						
111	317,500	345,200	368,500	393,100						
112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126		354,900	375,500							
127		355,400	376,000							
128		355,800	376,500							
129		356,200	376,800							
130		356,600	377,300							
131		357,000	377,800							
132		357,400	378,300							
133		357,600	378,600							
134		358,100	379,100							
135		358,500	379,500							
136		358,800	379,900							
137		359,100	380,200							
138		359,500	380,700							
139		360,000	381,200							
140		360,500	381,700							
141		360,800	382,000							
142		361,300								
143		361,800								
144		362,300								
145		362,600								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額								
	円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			

	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		

	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				

89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額						
	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200	

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	

41	245,000	296,800	355,300	406,600
42	246,300	298,800	357,200	408,000
43	247,500	300,700	359,100	409,300
44	248,600	302,700	361,000	410,700
45	249,700	304,700	362,800	412,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400
47	252,100	309,000	366,600	414,900
48	253,100	311,200	368,500	416,400
49	254,200	313,300	370,100	418,000
50	255,500	315,600	371,900	419,400
51	256,700	317,800	373,800	421,000
52	258,000	319,900	375,800	422,500
53	259,100	322,000	377,600	424,200
54	260,300	323,500	379,400	425,700
55	261,600	325,000	381,100	427,300
56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	

	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

41	244,000	273,300	354,100	376,300
42	245,300	275,600	355,800	377,700
43	246,500	277,800	357,400	379,100
44	247,800	279,900	359,000	380,600
45	249,100	282,000	360,700	382,000
46	250,400	284,200	362,400	383,600
47	251,600	286,300	363,700	385,100
48	252,700	288,200	365,100	386,600
49	253,800	290,300	366,300	387,900
50	255,100	292,000	367,800	389,400
51	256,400	293,800	369,400	390,800
52	257,400	295,500	370,900	392,100
53	258,500	296,800	372,300	393,300
54	259,900	298,800	373,800	394,600
55	260,900	300,700	375,300	395,700
56	261,900	302,700	376,700	396,800
57	262,900	304,700	378,100	398,000
58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

別記第 3

第 1 号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第 2 号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000